

(旧) 被害認定基準 (S43)

被害認定統一基準

- ⑥ 「全壊（焼）」、「流失」とは、住家が滅失したもので具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の延床積がその延面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根又は階段をいう——半壊（焼）の場合も同様——）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものをいう。
 - ⑦ 「半壊（焼）」とは、住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので具体的には住家の損壊又は焼失した部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものをいう。
 - ⑧ 「床上浸水」とは、前記⑥及び⑦に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。
 - ⑨ 「床下浸水」とは、浸水がその住家の床上以上に達しない程度のものを用いる。
 - ⑩ 「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものを用いる。
- 被害の認定基準は、以前、消防庁、警察庁、建設省、厚生省と、各々判断基準が異なっていたが、昭和43年6月、これら関係省庁の基準を統一することとなった。この統一基準を示すと次のとおりである。

○災害の被害認定基準の統一について

(昭和43年6月14日 特第115号)
(内閣府 消防庁 警察庁 建設省)

災害の被害認定の基準は、重傷者・軽傷者、家屋全壊・半壊・住家・非住家等について各省庁間に差異があり、これの統一については、かねて各省庁においても検討してこられたところであるが、昭和42年9月6日行政管理庁から「災害防止対策に関する行政監察（第2次）結果に基づく通告」もなされたことであり、当方において貴省庁の担当官を交え協議を進めてきた結果、このたび別紙のとおり統一案の成立をみるに至ったのでお知らせする。貴省庁におかれては災害の被害状況の報告の重要性にかんがみこの方向で統一するようよろしくお取り計らい願いたい。

なお、この統一案に基づき被害認定基準に関する通達等に所要の改正が行われた場合には、当方にも通知されるようお願いする。

省庁名	消防庁	警察庁	厚生省	統一基準
根拠	40. 11. 25 自消乙総発 第20号給	31. 12. 24 警察庁備発 5第236号		
被害種類				
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者あるいは死亡したことが事実であると推定される者	死体を確認した者または死体を確認することができないが死亡したことが事実であるものについて記入する。遊離地がA県で死体がB県に漂着した場合原則として遊離地で計上する。	死体が確認された者または死亡したことが事実であると推定された者(40. 7. 「災害救助の実務」)	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもので、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	所在が不明であり、かつ生死が不明の状態にある者	所在が不明であり、かつ死亡した疑いのある者とする。したがって亦後報告時には、死者または生存者として判明したかどうかを再検討確認の上記入する。	所在が不明であり、かつ生死が不明な状態にある者(「死者」を除く。)	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	災害のため負傷し、医師の治療を受けたもの、または	重傷、軽傷を問わず、災害のため、傷病、疾病にかかり、	重傷とは入院又は担送を要する者をいい、軽傷とは症状	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必

省庁名 被害種類	消防庁	警察庁	厚生省	統一基準
重傷者 軽傷者	受ける必要のあるもので、重傷者とは、入院または担送を要する者をいい軽傷者とは症状が重傷の程度に達しない者	医師の診断及び治療を受ける必要のあるものを記入する。じ後の詳報で「軽傷者」とは短期間（1月未満）で治療できる見込みの者を「重傷者」とは1月以上の治療を要する者とする。	が重傷の程度に達しない者をいう。	要のあるもののうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	人が起居できる設備のある建物または現に人が起居のために使用している建物をいう。なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているときは住家とみなす。	「人が居住するための建築物」ということになるが、ここでは、やや広い意味に解し、ともかく人が起居できる設備がある建物も住家として取扱う。「住家」と「非住家」の例示「住家」に類するもの官公署庁舎、学校、図書館、神社、仏閣、教会、公会堂、銀行、会社、事務所、工場、作業場、病院、寄宿舎等	現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	現実に住家のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

省庁名 被害種類	消防庁	警察庁	厚生省	統一基準
非住家	官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社、仏閣等および土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建築物	非住家に類するもの、倉庫、土蔵、車庫、納屋、物置等	（報告事項にない。）	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

省庁名 被害種類	消防庁	警察庁	厚生省	建設省	統一基準
住家全壊 (全流失)	<p>・家屋全部が、倒壊、流失、埋没、焼失したものでその損壊程度が1むねの延床面積の70%以上に達したもので、または70%に達しない場合でも残存部分に補修を加えても再使用できないもの</p> <p>・棟数ならびに世帯数および人員を報告する (半壊・半焼も同様)</p>	<p>・家屋全部が倒壊したものまたは外形上倒壊しないが大破して改築しなければ居住できないもの。全焼とは全壊に準ずる。全流失は流失したものを記入する。</p> <p>・棟数を報告する。 (なお、床上浸水以上のり災世帯数も報告することになっている。)</p>	<p>・住家が滅失したもの(全壊、全焼又は流失)</p> <p>ア住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の7割以上に達した程度のもの</p> <p>イ住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がアには達しないがその住家が改築しなければ居住できない状態になったもの</p> <p>・棟数ならびに世帯数および人員を報告する。 (半壊、半焼も同様) (40.5.11.社協第99号)</p>	<p>・「住宅の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)の被害額」の「その住宅全体の時価」に対する比率が50%以上のもの</p> <p>・戸数で報告する。 (昭和30年7月4日住発第533号)</p>	<p>・住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。</p> <p>・戸数ならびに世帯数および人員を報告する。 なお住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建</p>

省庁名 被害種類	消防庁	警察庁	厚生省	建設省	統一基準
住家全壊 (全流失)					<p>物または完全に区画された建築物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 (半壊、半焼も同様)</p>
住家半壊 (半焼)	<p>住家の損壊した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満の場合であって、その部分を修理することによって住家として使用できる程度のもの</p>	<p>被害が甚だしいが、補修すれば元通り再使用できる程度のもの</p> <p>具体的には主要構造部が20%以上50%まで破損したものを記入する。 半焼は半壊に準ずる。</p>	<p>住家が半壊半焼する等著しく損傷したもの(半壊・又は半焼)</p> <p>(住家の損壊又は損失した部分がその住家の延床面積の2割以上7割未満の場合であってその部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの) (同上)</p>	<p>同上比率が20%以上50%未満 (同上)</p>	<p>住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。</p>